

文書分類番号	00	09	03	002	永年	起案	平成年月日	決裁	平成年月日
議長	副議長	局長	次長	係長	主査	担当		文書取扱主任	

第36回 総務文教常任委員会会議録

開催年月日	平成30年7月12日(木曜日)	開会13時26分	閉会13時50分	
開催場所	第一委員会室			
出席委員	関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田	事務局	竹谷事務局長	
	議長、副議長 委員外～三上		菊田次長	
欠席委員				
説明員	別紙のとおり			
議件	別紙のとおり			
議事の概要	1 所管からの報告事項について			
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、報告済みとした。			
	(1) 大雨による被害状況について			
	2 北海道滝川高等学校普通科の学級数維持を求める意見書(案)について			
事	意見書(案)について各委員から意見を聴取し、議会運営委員会へ提出することとした。			
	3 その他について			
	なし			
の	4 次回委員会の日程について			
	正副委員長に一任することとした。			
概要				
要				
上記記載のとおり相違ない。 総務文教常任委員長 関藤龍也 ㊞				

平成30年7月11日

滝川市議会議長 水口典一様

滝川市長

前田康吉

滝川市教育委員会教育長

山崎猛

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成30年7月6日付け滝議第53号にて通知がありました第36回総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願ひします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合もありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願ひします。

記

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長

田中嘉樹

教育部社会教育課長

景由隆寛

(総務部総務課法制文書係)

第36回 総務文教常任委員会

日 時 平成30年7月12日(木)
午後1時30分～
場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶(委員動静)

1 所管からの報告事項について

《教育部》

(1) 大雨による被害状況について (口頭) 社会教育課

2 北海道滝川高等学校普通科の学級数維持を求める意見書(案)について

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第36回 総務文教常任委員会

H30.7.12 (木) 13:30~

第一委員会室

開会 13:26

委員長 ただいまから第36回総務文教常任委員会を開会いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全委員出席しております。また、本委員会におきましては、前回の委員会でご承諾いただいておりますように、会派公明党から三上議員の出席を許可することでいいですか。

(異議なしの声あり)

委員長 正副議長の出席をいたしております。傍聴としましては、井上議員、木下議員、東元議員が傍聴に入っております。報道機関は、プレス空知の傍聴を許可します。

1 所管からの報告事項について

(1) 大雨による被害状況について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入らせていただきます。

教育部より (1)、大雨による被害状況についての説明を求めます。

景由課長 大雨による被害状況についてということで、7月3日の大雨による被害状況につきまして、現時点での報告をさせていただきたいと思います。

7月3日火曜日、大雨により石狩川が増水いたしまして、既にご存じのことと思いますが、石狩川河川敷にありますパークゴルフ場及び野球場が冠水をいたしました。それぞれ当日撤去作業を実施していたところでございますけれども、午前10時半前後の時間で先に野球場が冠水を始め、その後パークゴルフ場の冠水を確認しております。いずれも作業を中断いたしまして、作業員、車両ともにその時間で堤防の外に退避をしたというところでございます。

実際の被害状況でございますが、まず野球場についてでございます。野球場は、3面全てが冠水をいたしました。主な被害でございますが、グラウンド内への泥の流入、グラウンド内の土の流出及びベンチの一部損壊ということでございます。今後の復旧内容として検討している内容でございますが、まずはグラウンド内の整地、一部泥の排出、倒れたバックネットの立ち上げ、ベンチの回復等を検討しているところでございます。

次に、パークゴルフ場でございますけれども、こちらも全コース冠水しております。主な被害でございますが、コース内への泥の流入、管理棟の流失による一部損壊、一部備品についての消失がございます。今後の復旧内容として検討している内容でございますが、まず既に着手したものということで、コース内のフェアウエーの水が引いていない箇所4カ所につきまして、7月7日及び9日にポンプアップにより排水を既に実施しているところでございます。今後でございますけれども、一部損壊をしております管理棟の修繕、消失備品の購入、コース内につきましては泥、芝の状況から大きな改修は今のところ必要ないのではないかと判断しておりますけれども、泥の堆積はところどころに見られますので、利用可能な状況になるまでには少しお時間をいただくということになろうかと考えてございます。

なお、パークゴルフ場につきましては、管理棟の流失という事態を招きまして、市民の皆様に大きな不安とご迷惑をおかけいたしました。心より反省し、おわ

びを申し上げます。大変申しわけございませんでした。

流失した管理棟につきましては、翌7月4日にとどまっておりました市民ゴルフ場の練習場よりクレーンによりつり下げまして、今は市民ゴルフ場の駐車場の横に仮置きをさせていただいたという状況であることをつけ加えさせていただきます。

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

2点お伺いします。1点目は、パークゴルフ場の管理棟という言い方をされました、プレハブの流失ですけれども、これは3日の10時半の作業中、これはクレーンでつり出そうとしたけれども、金具が不足していたので、つり出せなかつたということですが、まず具体的にどういう金具がなぜ不足していたのかということが1点。

2点目、仮にこれは本流に流れ橋桁等にひつかつた場合、その責任ですよね、責任問題として今回の場合は誰が責任をとるという契約だったのかと。これが、まず大きな1点です。

2点目は、野球場なのですけれども、2年前の冠水時につり出すことができない3面については撤去と、廃止をしたと。しかし、残る3面についても河川敷地利用の申請をし直すということで当時は言われていたのですが、その申請及び利用許可の状況について、2点お伺いいたします。

景由課長

まず、1点目でございますけれども、金具につきましてはトレーラーハウスの4カ所にボルトと輪つかのついたもの、これをつけて、そこにつり具をつけてつるという、その4点の金具がなかつたということでございます。

なぜというところでございますけれども、こちらについてはその金具が必要であるということの認識のなさと、業者として告知をした、しないという話になっていますけれども、両者の確認漏れが原因というふうに現状では考えてございます。

仮に本流に流れ出た場合ということでございますが、そこまでは契約というか、占用許可の中ではうたわれてはおりませんけれども、当然に設置している我々の責任ということになろうかと思います。

それと、3点目ですが、野球場につきましては、清水委員おっしゃるとおり、撤去可能な範囲ということでの3面での占用許可ということを受けております。パークゴルフ場のほうですけれども、忘れていたというような状況はあってはならないことだったというように思うのです。いわゆるマニュアル化されていないということの原因については、何なのだと。1つは、体制上の問題なのか、あるいは本当にもう当分はないだろうということで、そのうちやろうということだったのか。今の説明では、今回の全国的な川にいろんなものが流失する中で、どのような明らかに河川敷を活用した施設がもし流失してたら、これは大変なことになっていたと私は思うのです。そういう点で、どのようにこの問題の大きさを把握しているのか。今後これで終わらせるのか、それとも報告書等できちつと、二度とこういったことが起きないような報告書などにまとめるということが私は必要だと思うのですけれども、その点についての部長のお考えをお伺いいたします。

清水

先ほど課長から申し上げましたとおり、我々としましては河川敷に置くものですから、当然不測の場合にはすぐ撤去できるという前提であります。ただし、

田中部長

それをつくった業者、ハウスをつくった業者ですけれども、撤去する場合にはこういう金具が要りますと。ですから、お互に最初の確認不足といいますか、先ほど言った言わないという話もありましたけれども、我々としては反省しなければいけないのは、そういう金具が必要だという認識はなく、当然すぐあのものを撤去できるのだという思い込みですね。そういう金具が必要というところの確認不足、最初の確認不足だと思っております。ですから、それらについては私以下、課長以下も含めて、まず思い込みという部分が今回ありましたので、まず全ては確認というところを徹底しなければいけない。今報告書というのがありましたけれども、紙にするかどうかはまだ決めておりませんけれども、今回の件を社会教育だけの件ということではなく、全庁的にこういう場合があるという、ケーススタディーといいましょうか、そういう例として全庁的にはお伝えしたいと思っております。

清　　水

管理者である河川事務所との関係なのですけれども、2年前に野球場の設置状況、あるいはそれを冠水時に移動するということで、これはだめだよと。改善をして再許可をされたという協議、そして再許可という経過があるわけです。その直後のこの事態に、これは河川事務所や警察の方も見に来ていたという話を聞いております。これが今後の滝川市の河川敷利用についてどのように、河川事務所とどのように話をしていくのか。場合によっては、河川事務所から、とんでもない、滝川市にはもう貸せないと。こんな無責任なことでは貸せないというふうに言われても仕方ないことをやったのだと私は思っているのです。そういう点で、河川事務所との関係で、今河川事務所とやりとりを当然幾つかやられていると思うので、その内容を含めてお伺いします。

景由課長

おっしゃるとおりでございまして、河川事務所に提出している計画を実行できなかつたということは事実でございまして、その辺の指摘はされてございます。パークゴルフ場には4時間で撤去するというところでございましたが、開始してから3時間半で冠水が確認をされたと。野球場についても同様の時刻だったというところはあるのですけれども、今庁舎内におきましては、人員の部分で同時進行で作業を行うことができれば大幅に作業時間を短縮できるということで、教育委員会だけではなくて、全庁的な支援体制ということで、今副市長以下で協議、調整、協力の体制ができるのかというところを検討しているところでございますので、それは早急に結論を出すということになってございますので、一応そのような体制で時間を短縮して、二度とこのようなことを起こさないということをいきたいと考えてございます。

柴　　田

最後の景由課長の話されたことが極めて重要だと思うのです。思った以上に早く水が流れ込んできたと。そのために備品等の搬出もできなかつたと。私は、そっちのほうが実は今回は大きな問題だと感じているのです、トレーラーハウス以上に。やっぱり市のこういった災害に対する体制の整備が図上訓練はたくさんやっていたけれども、現実問題こういった洪水等の被害が出るような状況において全市的な対応が組めなかつた。わずか社会教育の4人や5人の職員があの広い河川敷に散らばつたって、これは対応できるはずがないのです。これは、非常に大きな問題だなということで私は感じています。ですから、今の体制をしっかりと見直す形で、やっぱり教育委員会も教育施設を管理しているセクションとして、なるべくこの縦割りというものを廃して、災害は防災危機の関係の所管がやればいいことだではなくて、本当に全庁的な体制をもってこうい

田中部長

った不測の事態に対応しなければいけないということについて、やはり今回最も苦労した現場として他の所管、今副市長がやっていると言うけれども、他の所管に対してもしっかりと体制整備についてお願ひしていく必要があると思いますので、ちょっとそこら辺、教育部長からお話を伺っておきたいと思います。私どももそのように考えておりまして、今回は夜中に増水し始めたということがあつて、初動がおくれたというのもあります。ですから、今回その反省に立ちまして、どのタイミングで初動を始めるかというのをもう一回見直しまして、人海でやれる部分は早目に対応すると。それ以外には、やはり機械力に頼まなければいけない部分がありますので、その辺をしっかりと分けまして、全序体制、職員の動員をお願いして、まず人海でやらなければならないところは初動でやると。その後に機械力で撤収を始めるというような、そういうものをマニュアル化してやりたいと考えております。

副委員長

今回天災ということで、ああいうような状況になったのですけれども、先ほど被害状況を聞いたのですけれども、パークゴルフ場の再開のめどは、大体目安ができているのか。再開するしたら、全コース再開するのか、それともやり方としては36ホールとか18ホールだけとか、使えるところだけ再開するのか。パークゴルフ場を見に行ったら、あそこを使っている人たちが何人も来て、堤防の上からずっと見ているのです。早くやりたいのではないかなどというところがあるので、その辺どのように考えていますか。

景由課長

安樂委員のおっしゃるとおり、うちのほうにもいつなのだ、いつなのだということで結構楽しみに待っていたいしているお客様もいらっしゃるのですけれども、今復旧の金額がまとまっているので、何とも今後の時期はここで明確にはお答えできないのですけれども、橋の下の4コースにつきましては、被害状況はそれほどひどくはないというところがありますので、もしかしたらお金をかけずに再開をすることが、コース自体は可能ではないかなと考えております。あとは、オペレーションの部分をどのようにできるかということの検討をして、なるべく早期にと考えてございます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、この件につきましては報告済みといたします。

それでは、ここで所管の方は退出されてよろしいです。

2 北海道滝川高等学校普通科の学級数維持を求める意見書（案）について

委員長

それでは、続きまして、2、北海道滝川高等学校普通科の学級数維持を求める意見書（案）について、皆さんにご確認、ご審議いただきたいと思います。ペーパーの中に前委員会で要望意見書として提出するということをご確認いただきまして、各委員からいろいろな意見を聞いた結果、このような書面となつて出したいと思っておりますが、この内容についてご意見、またはここはこうしたらという訂正だとかがもしありましたら、ご意見よろしくお願ひいたします。

(なしの声あり)

委員長

それでは、この要望意見書につきましては、案を取り、この形で総務文教常任委員会としてはこの内容で決したということでご確認願います。

それでは、そこで2点ほど各委員の皆さんにご確認願いたいと思います。1点目は、先日清水委員のほうからこの意見書案について、総務文教常任委員会か

ら意見書として提出できないかという提案を受けました。そして、その内容につきまして、委員長の見解を求めるということでございます。そこで、私の見解を申し上げますので、皆さんから私の見解について異論があつたり、また意見があれば述べていただきたいと思います。

まず、この要望意見書につきまして、常任委員会から提出するということが可能なのかということにつきましては、事務局と確認しましたら可能ではあるということで、私は一応そういった考え方もあるということは理解いたしました。ただし、今回のこの要望意見書につきましては、私としてはやはり地域住民の問題でもあり、北空知学区という広い範囲の問題でもあることから、滝川市議会総意のもとで意見書として提出すべき内容であると私は判断いたしますので、私は今決定いただいたこの要望意見書は速やかに議会運営委員会委員長へ提出したいと考えます。私の考えにつきまして何かさらにご意見あればお伺いしたいと思いますが、また清水委員は私の今の見解でご理解いただけないでしょうか。

清水
委員長

理解いたしました。ありがとうございます。

それでは、そのように取り進めさせていただきます。

2点目、この後この意見書案は議会運営委員会、柴田委員長のもとへ提出して、議会運営委員会が開催されます。そしてまた、そこで審議された内容は会派に持ち帰り、会派で審議された後、議会運営委員会で再度決定という流れになるかと思いますが、このときに各会派からの意見の中で万が一文言整理をしてくれというような内容が出てきた場合に、この場合の取り扱いは、本来であれば再度総務文教常任委員会を開くということになりますが、文言整理程度のこと

でございますので、できればその場合正副委員長にご一任願えないでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長

それでは、そのように決定させていただきます。

3 その他について

委員長

それでは、続きまして、3、その他について、何かございますか。

(なしの声あり)

4 次回委員会の日程について

委員長

それでは、4、次回委員会につきましては、正副委員長一任ということでよろしいですか。

(異議なしの声あり)

それでは、これをもちまして第36回総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉会 13:50